

令和6年第3回
桶川市公共下水道事業審議会



令和6年11月19日（木）

1 議題等

- (1) ウォーターPPPについて
- (2) 現場視察「若宮污水中継ポンプ場」

(1) ウォーターP P Pについて

- 1 ウォーターP P Pとは？
- 2 ウォーターP P Pの概要

ウォーターPPPとは？(1/2)



PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- **公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式** ※両者を総称して「ウォーターPPP」
 - 令和13年度までに100件の具体化を狙う
 - 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化
- ※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？
水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式
- ※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る
- ※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]
※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

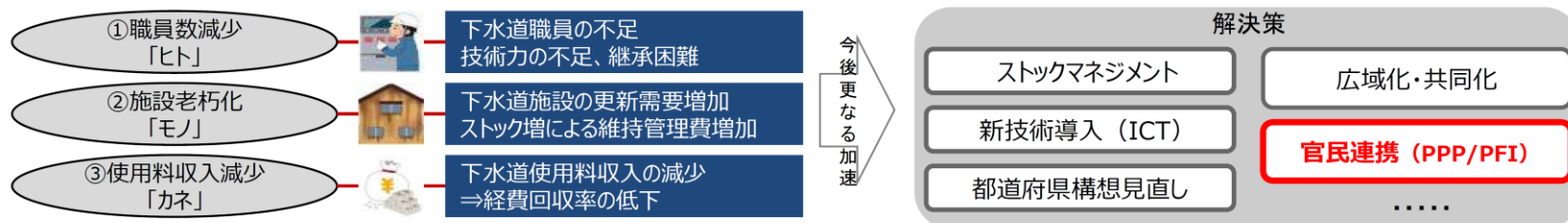
- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称
- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

【参考】なぜウォーターPPPが必要なのか？



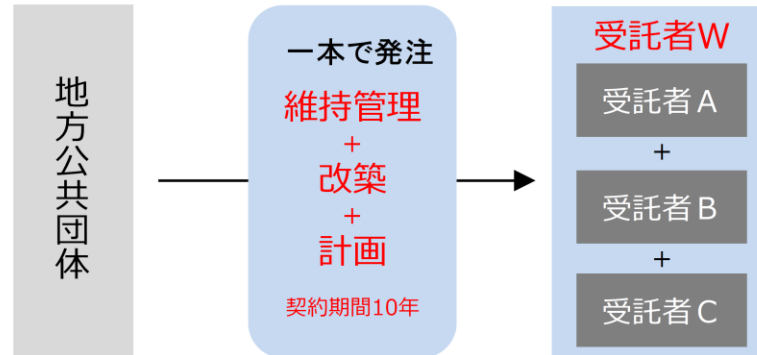
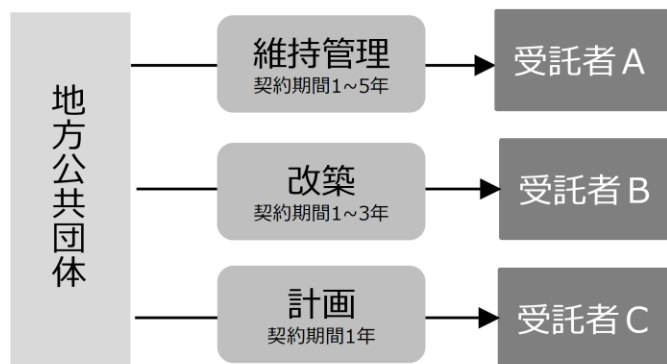
概要とポイント・留意点

(参考)ウォーターPPP(レベル3.5)の必要性和イメージ



従来の業務形態
～個別発注～

これからの業務形態
～ウォーターPPP～

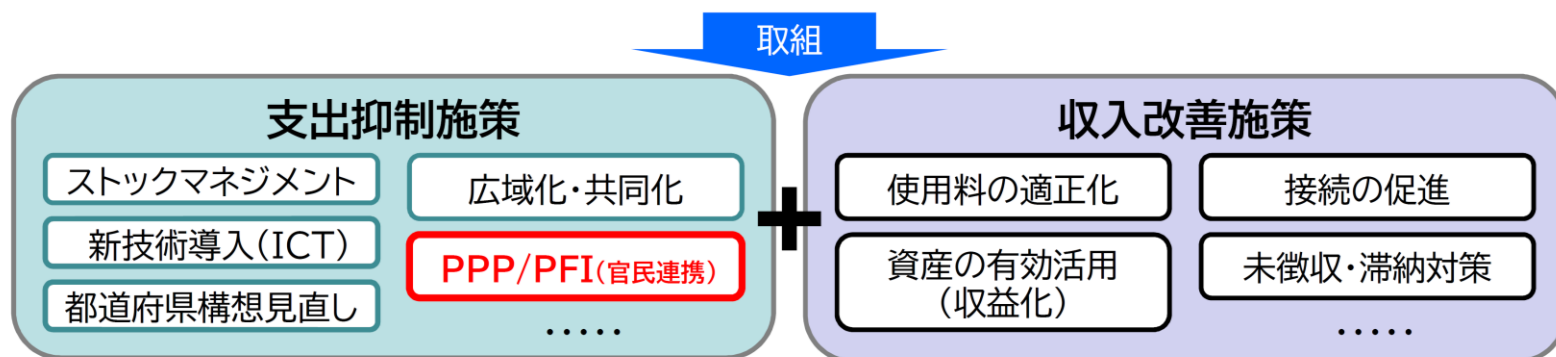
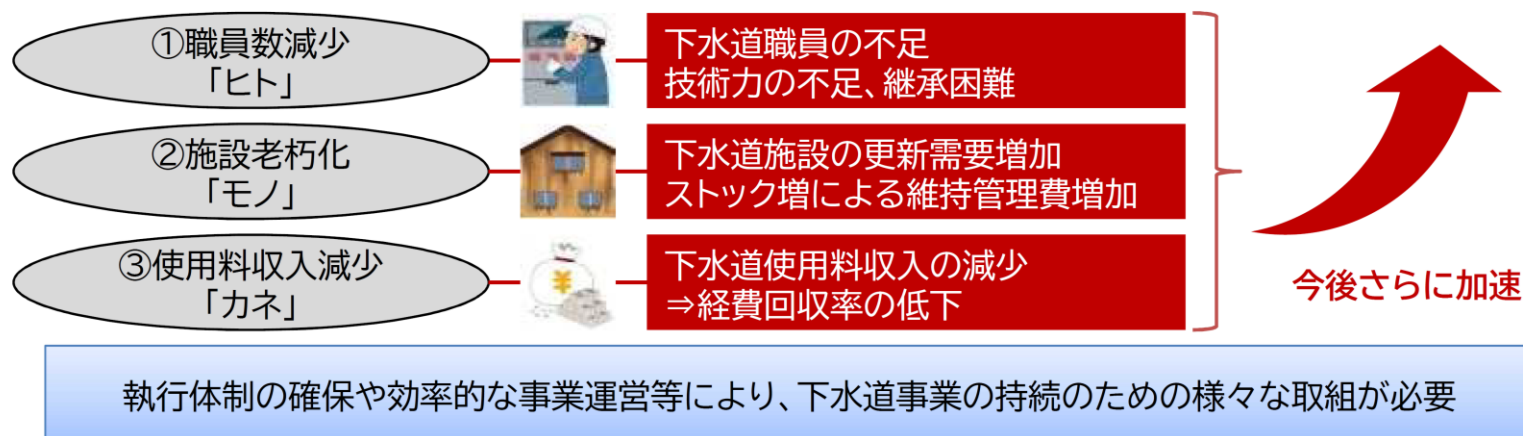


- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり利益も上げづらい。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- 契約期間が長期 ▶ スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
- 各取組間での連携がスムーズ ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

PPP/PFIの必要性（本編1.2.2）

- PPP/PFI手法の導入は、下水道事業の持続可能性をいかに確保するかという観点からヒト・モノ・カネの各方面における課題への対応策の一つである。
- 地方公共団体の経営課題や地域の実情をしっかりと分析した上で、様々な解決策の検討と共にPPP/PFI導入についても検討を実施していくことが重要である。



PPP/PFIの一般的な特徴（本編2.1.2(1)）

- PPP/PFI手法の有する様々な特徴(性能発注・創意工夫の発揮・人的資源の効率化等)を生かすことで、下水道事業を取り巻く課題の解決に貢献することが期待される。

PPP/PFI の 一般的な 特徴

特徴①：性能発注

- PPP/PFI手法によらない場合には、下水道管理者から民間事業者への委託や請負は仕様発注が基本となる
- PPP/PFIは民間事業者のノウハウや工夫の幅広い活用を目的とするため、PPP/PFI手法を用いる場合、下水道管理者は求める性能のみを示し、これを具体的に達成するための手法の内容や時期には関与せず、民間事業者の裁量に委ねるという、性能発注の考え方がなじむ

特徴②：民間の創意工夫の発揮

- PPP/PFI手法によらない場合には、民間事業者は自発的な創意工夫を発揮する動機や余地に乏しい
- PPP/PFI手法の目的は民間の創意工夫を公共事業に活かすことにあり、その創意工夫を引き出す仕組みを多彩に導入することが望まれる
- たとえば民間事業者が工夫によってコストを縮減したような場合には、そのコスト縮減分は企業努力として民間事業者に帰属させる等の事業設計(スキーム)とすることがなじむ

特徴③：下水道管理者の人員資源の効率化

- PPP/PFI手法によらない場合には、民間事業者は地方公共団体の細かな指示と検査のもと、業務を行うにすぎず地方公共団体の事務負担は軽減されない
- PPP/PFI手法には下水道事業の一部が民間事業者に委ねられるような効果がある
- 委託範囲や委託期間次第では、下水道管理者たる地方公共団体の職員がこれまで行ってきた業務の大部分を民間事業者が行うことになり、職員の業務量が軽減されることが期待される
- 軽減された業務量を、より高度な企画・計画に関する業務へ注力するなど、より効率的な人的資源の活用が可能となる

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)とは？



ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

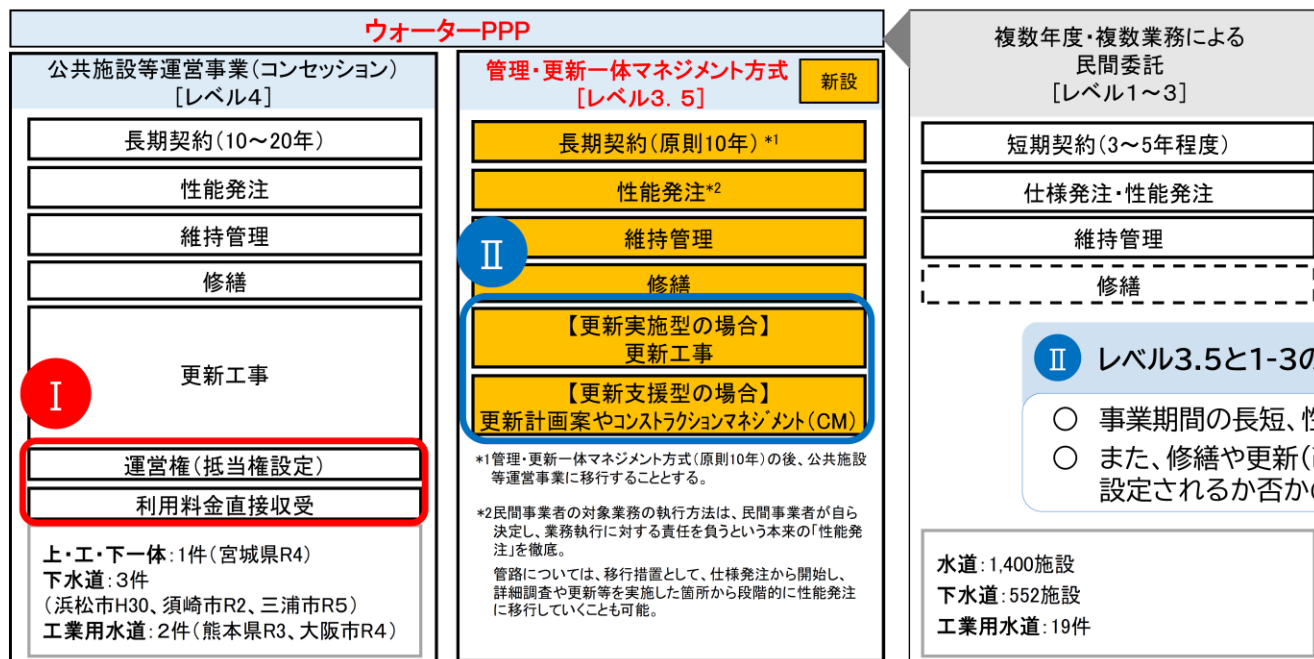
①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い



レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

概要とポイント・留意点

原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
 - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
 - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

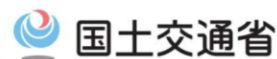
例外の考え方

- 管理者が客観的な情報に基づいて説明できる必要

現時点で想定されうる例外

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
 - ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型

レベル3.5の要件②性能発注



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

- 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

概要とポイント・留意点

性能発注の考え方(総論)

- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担(役割・責任・費用・損害分担等)が重要

※ 性能規定の記載がりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

【処理場】の性能規定の一例

- 放流水質基準(案)

受託者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、浄化センターの放流水質について、表に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。なお、全窒素、全リンの除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想されるので、受託者自らが考え処理の工夫を図ること。

(参考)性能発注/仕様発注とは？

内閣府ホームページ

- 性能発注(方式)は、発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。
- 仕様発注(方式)は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者が発注する方式。

レベル3.5の要件②性能発注



概要とポイント・留意点

性能発注の考え方(管路)

- 管路の段階的な性能発注への移行については、事業期間(原則10年)中の移行を想定
- 管路施設の性能規定の考え方について、例えば、人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること、も考えられる

【管路】の性能規定の一例

○ 管路施設の性能(案)

受託者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、受託者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

(参考)指標の活用 ※11-12頁も参照

管路包括GL(R2.3)

- 性能規定を明確に定めなくとも、業務による効果を示す指標を定め、受託者の努力目標として活用することで下水道サービスの水準を向上させることができると考えられる

リスク分担 易

難

管路 性能規定 イメージ

人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること

業務による効果を示す指標を定め、受託者の努力目標として活用することで下水道サービスの水準を向上させること

管路の適切な流下能力を確保(陥没・閉塞等による溢水発生等、直接的に住民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること)

レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 国土交通省

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。 ※「更新支援型」で選択肢となりうるのはピュア型CM方式
 - ※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。
 - ※ 更新支援型:発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。

概要とポイント・留意点

要件充足の考え方 ※具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか(16頁も参照)

- 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足
 - ※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能
 - ※ 国費支援(配分率)に差はない方針で検討中

入札・公募の考え方

- 「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている ※17頁も参照
- 「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(不十分の場合)にも円滑・迅速に案件形成可能
 - ※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査(選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

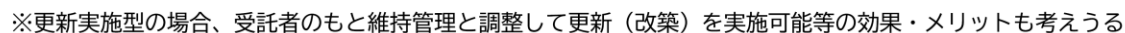
(参考)ピュア型CM方式/アットリスク型CM方式とは？

地方公共団体におけるピュア型CM方式活用GL(R2.9)

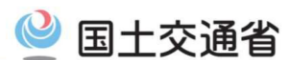
- ピュア型CM方式は、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。 ※CMRの立場は発注者の補助者・代行者であり、最終的な判断は発注者が責任を負う。
- アットリスク型CM方式は、発注者に代わりCMRが工事受注者と直接契約することにより、CMRにマネジメント業務に加え施工に関するリスクを負わせる場合のCM方式。 ※事業に関する最終的な判断や決定についての責任は発注者が負う。

国土交通省

事業終了



レベル3.5の要件④プロフィットシェア



管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
 ※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2 削減		2		1	1
②		2 削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット＝費用削減分
- 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例(20頁も参照) ※契約後VE等は例示の一つ

(参考)プロフィットシェアリング ※要件④プロフィットシェアと同一の趣旨ではない(異なる)

内閣府ホームページ

- 各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払うこと。

交付金要件化(概要、対象等)



PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

交付金要件化の概要

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金要件化の対象外

上記の補足等

- 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」= 交付金要件化の要件(充足)と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説
- レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で交付金要件化の要件充足 ※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金要件化の要件充足
- コンセッション方式の場合、議会議決が必要なことから、実施方針の公表時点で交付金要件化の要件充足
- 「令和9年度以降に要件化」について、交付金要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり
 - ※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、(令和9年度の交付金は不要で、)令和10年度当初予算から交付金を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、(令和10年度までの交付金は不要で、)令和11年度当初予算から交付金を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要
- 交付金要件化の対象外 = 要件充足なくして令和9年度以降の污水管改築の交付金を受けられる

交付金要件化(概要、対象等)



概要とポイント・留意点

交付金要件化の対象

○ 交付金要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」

※ 交付金要件化の対象となる交付金(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金を想定

「污水管の改築に係る国費支援」の「污水管」とは？

○ 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水事第67号下水道事業課長通知)の別表(1.土木建築・付帯設備)で大分類が「管路施設」の範囲

※ 別表2.機械設備、3.電気設備の改築は交付金要件化の対象外

※ 「処理場」の改築は交付金要件化の対象か？ → × (対象外)

※ 「ポンプ場」の改築は交付金要件化の対象か？ → × (対象外)

※ 「マンホールポンプ」の改築は交付金要件化の対象か？ → × (対象外)

※ 「送泥管」の改築は交付金要件化の対象か？ → × (対象外)

※ 「合流管」の改築は交付金要件化の対象か？ → ○ (対象)

大分類	中分類	交付金要件化
管路施設	管きよ (マンホール間)	○ (対象)
	枿	○
	取付管	○
	マンホール	○
	共通 (内部防食)	○

「污水管の改築に係る国費支援」の「改築に係る国費支援」とは？

○ 「污水管の『改築』に係る国費支援」が交付金要件化の対象であり、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金要件化の対象外

※ スtockマネジメント計画上の管路、総合地震対策計画上の管路の「改築」も交付金要件化の対象(ただし、総合地震対策計画上の緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化のみ例外)

※ 污水管に係るStockマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用は交付金要件化の対象

(参考)レベル3.5の対象施設・業務範囲として交付金を受ける污水管の改築が設定される必要はあるか？

○ 必要はない

【参考】上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（R6新規） 国土交通省

概要とポイント・留意点

- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、新たな補助事業を創設し、支援メニューの一つとして「官民連携等基盤強化推進事業」がある。
- ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

官民連携等基盤強化推進事業



▼ 具体的な支援内容と上限額

コンセッション方式	レベル3.5			
	他分野連携＋他地方公共団体連携	他分野連携（特に上下水道一体）	他地方公共団体連携（広域・共同）	下水道もしくは水道分野のみ
上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円
	※上限 4千万円			
導入可能性調査（FS）	○	○	○	○
資産評価（デューデリジェンス、DD）	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	×

*上下水道合わせて上限4千万円の範囲内で、水道・下水道が同額を負担

【参考】導入検討の進め方(一般的な手続の流れ)

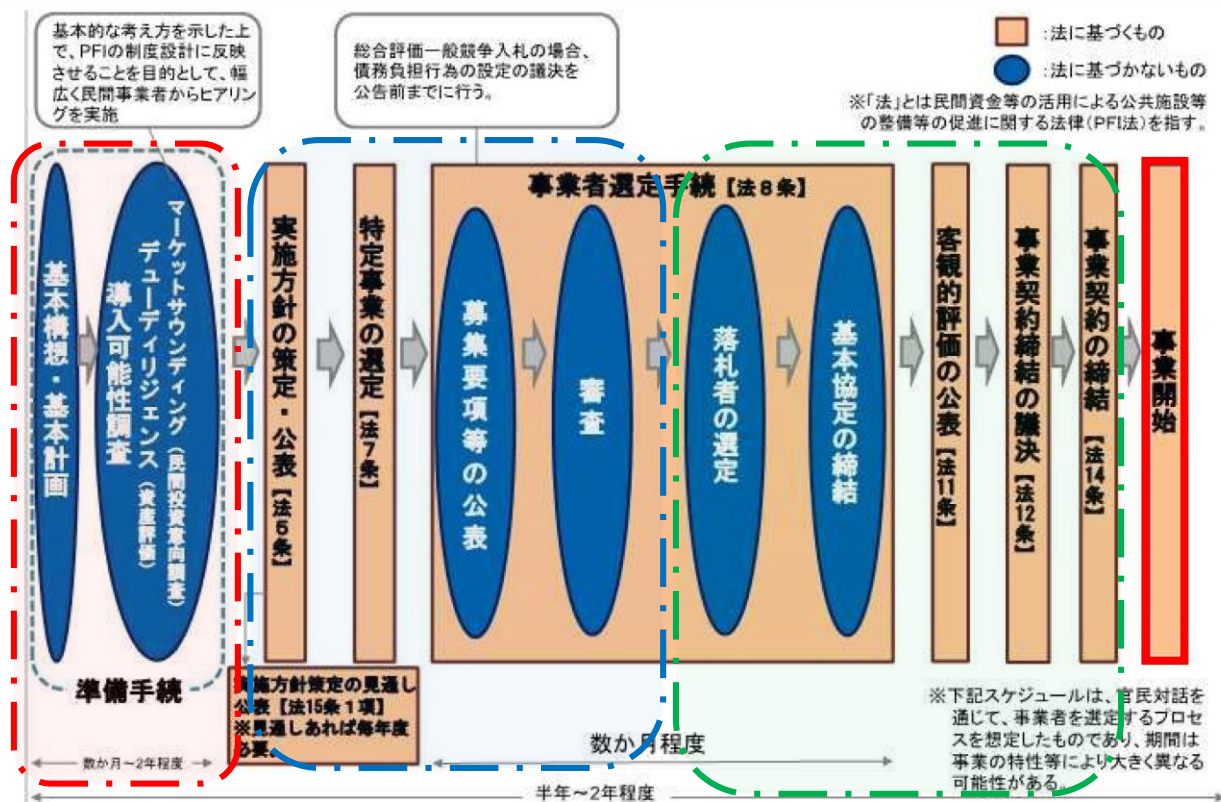


概要とポイント・留意点

- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の更新実施型では、PFI事業契約が原則とされているが、それ以外の契約方式も可能。PFI事業契約の場合には、PFI法上の手続(下図のピンクの手続)が必要。

PFI(コンセッション方式を除く)事業開始までの主な手続

内閣府ホームページ



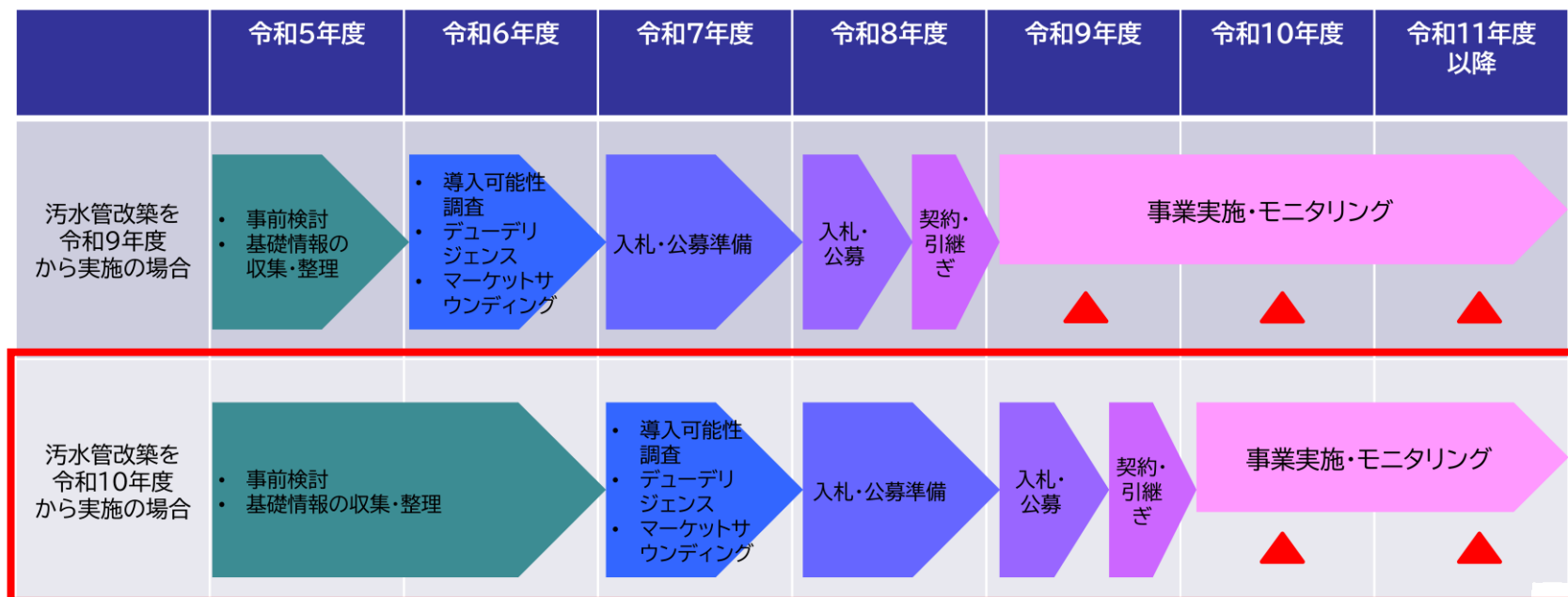
導入検討の進め方(スケジュールのイメージ)



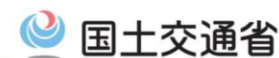
概要とポイント・留意点

- 事前検討から事業開始までの期間は、3年程度の期間を見込んでおくことが望ましい
- 令和9年度以降の污水管改築の交付金の要件を充足するには、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)であれば、原則、交付金の交付前までに入札・公募の開始(募集要項等の公表)が必要
- 具体的には、污水管改築事業を予定している前年度末までに入札・公募の開始(募集要項等の公表)が必要
(令和9年度の改築事業なら令和9年3月末まで、令和10年度の改築事業なら令和10年3月末まで)

▲ 污水管改築事業(交付金事業)



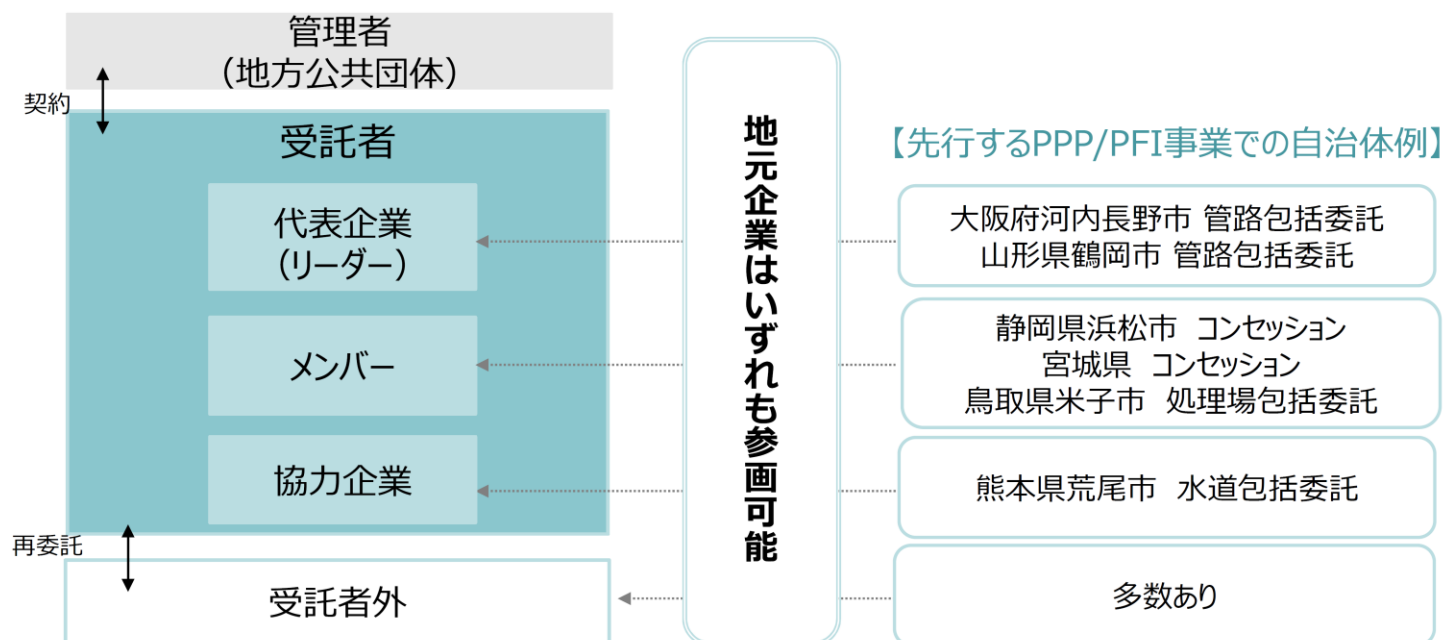
導入検討の進め方(地元企業の参画)



概要とポイント・留意点

(参考)地元企業の参画類型(イメージ)

- 地元企業がJVやSPC(特別目的会社)に参画することは全国的にも事例あり
- 参画に関する工夫としては、募集要項等に地元企業参画を定める、提案・選定に係る評価基準に地域要件を設ける等があり、手法は様々



※ 上記は更新実施型をイメージ

※ 更新支援型の場合であれば、管理者が別途発注する工事にも受託者として参画可能と考えられる

PPP/PFI手法の活用による下水道事業の課題解決への有効性(本編2.1.2(3))

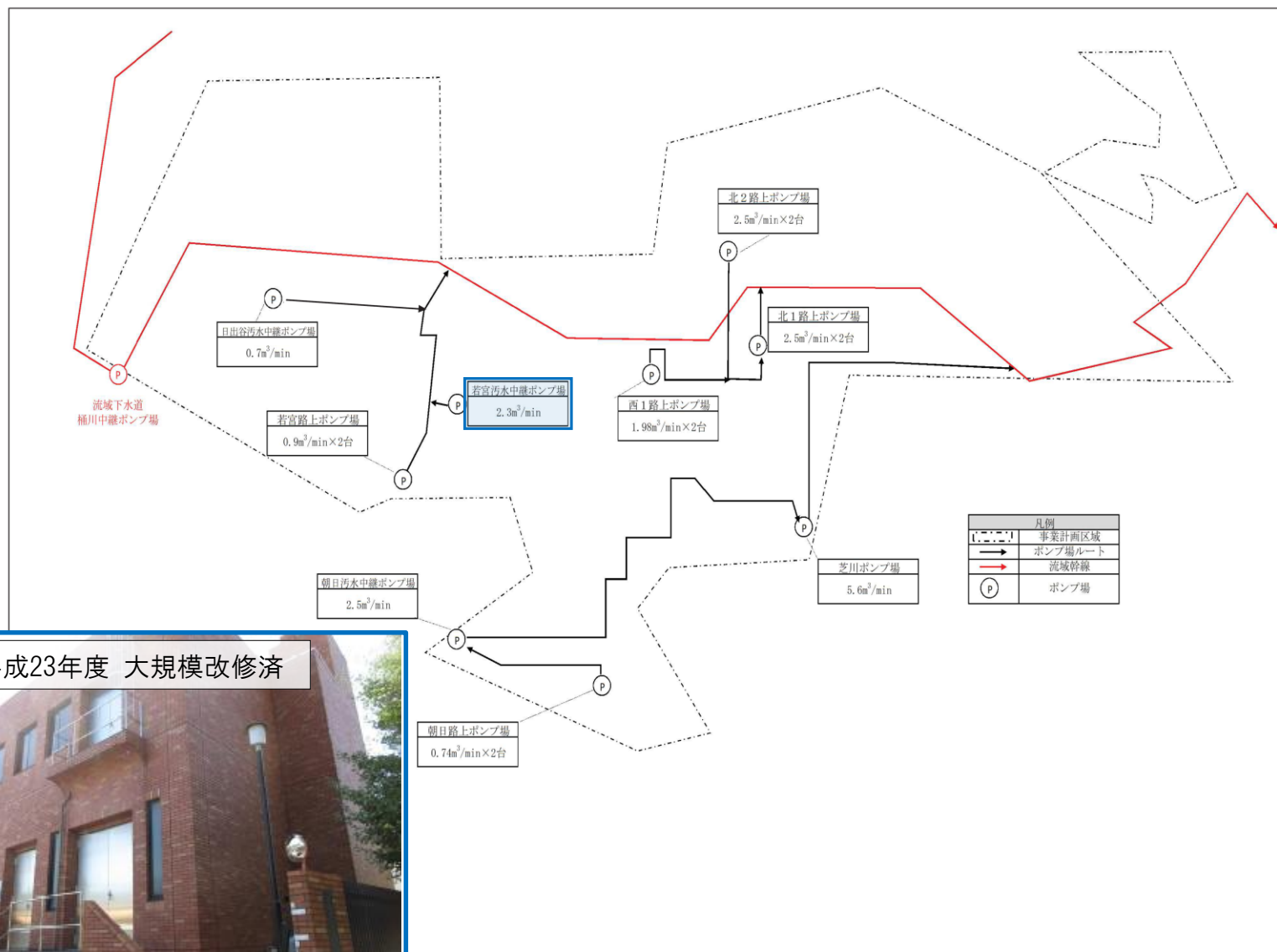
- PPP/PFI手法の各特徴を活用することで、経営改善や老朽化対策、技術継承、DX推進、脱炭素等を効果的に解決することが期待できる。

項目	PPP/PFI手法活用による有効性
経営改善	- PPP/PFI手法の特徴である性能発注により民間の創意工夫が発揮され、効率的な業務や事業運営が期待できる - 下水道管理者の費用負担の軽減をもたらす、ひいては下水道事業の経営改善へつなげることができる 【特徴①:性能発注 ・特徴②:民間の創意工夫の発揮】
施設等老朽化対策	- PPP/PFI手法の特徴である性能発注や、民間事業者による裁量を与えて実現する改築と維持管理の一体的な実施により、施設の機能を維持する手法(修繕・更新・長寿命化など)を多彩に検討することが可能 - 高難度な老朽化対策も迅速に実現できる 【特徴①:性能発注 ・特徴②:民間の創意工夫の発揮】
職員数減少・技術継承	- PPP/PFI手法の特徴である下水道管理者の人員資源の効率化によって、職員の負荷が軽減され、地方公共団体特有の業務に人員資源を充てることが可能 - 少ない職員体制でも下水道事業を継続することが実現可能 - 民間事業者の創意工夫による勉強会等を通じて、地方公共団体職員の持つ技術力を維持・補完することに寄与する 【特徴③:下水道管理者の人員資源の効率化】
デジタル(DXの推進等)	PPP/PFI手法により与えた民間事業者の広い裁量により、事業期間中にデジタル技術の革新等があった場合にも、積極的にデジタル技術(電子台帳や遠隔技術等)を適時に下水道事業へ導入することが期待
脱炭素(カーボンニュートラル)・肥料利用	- 脱炭素に資する技術についても、DBO・PFI等による創エネ技術の導入や販売経路の拡大、コンセッション等による事業期間中における積極的な導入・提案が期待 - 企画競争を活用することで、民間事業者へ提案を促すことも可能 【特徴②:民間の創意工夫の発揮】
広域/他分野・領域連携等	- 民間事業者を「かすがい」とした実質的な下水道事業の広域化(たとえば複数の下水道管理者が同一の業務を同一の民間事業者へ委託)が可能 - 他分野とのバンドリング(たとえば下水道事業だけではなく、水道事業やガス事業等も同一の民間事業者へ委託)による効率化

1 議題等

(1) ウォーターPPPについて

(2) 現場視察「若宮汚水中継ポンプ場」



平成23年度 大規模改修済



若宮汚水中継ポンプ場

(1) 汚水ポンプ場 4箇所

・芝川ポンプ場

名 称	芝川ポンプ場
供用開始年月	昭和56年4月
位 置	埼玉県桶川市末広1丁目5番11号
処 理 分 区	桶川第六処理分区
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	汚水・雨水
計 画 能 力	5.6 m ³ /min

※現状雨水ポンプは仮設ポンプを単独費で設置している。

・朝日汚水中継ポンプ場

名 称	朝日汚水中継ポンプ場
供用開始年月	昭和62年4月
位 置	埼玉県桶川市朝日1丁目32番13号
処 理 分 区	桶川第六処理分区
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	汚水
計 画 能 力	2.5 m ³ /min

・若宮汚水中継ポンプ場

名 称	若宮汚水中継ポンプ場
供用開始年月	平成元年4月
位 置	埼玉県桶川市1丁目8番36号
処 理 分 区	桶川第四の二処理分区
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	汚水
計 画 能 力	2.3 m ³ /min

・日出谷汚水中継ポンプ場

名 称	日出谷汚水中継ポンプ場
供用開始年月	平成元年4月
位 置	埼玉県桶川市上日出谷南1丁目5番
処 理 分 区	桶川第四の二処理分区
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	汚水
計 画 能 力	0.7 m ³ /min

※計画能力は、事業計画書の計画汚水量（ポンプ計算）より抜粋

(2) マンホールポンプ場 5箇所

・北1路上ポンプ場

名 称	北1路上ポンプ場
位 置	埼玉県桶川市北1丁目地内（北1丁目18番26号地先）
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	マンホールポンプ場
吐 出 量	2.5 m ³ /min×2台

・北2路上ポンプ場

名 称	北2路上ポンプ場
位 置	埼玉県桶川市北2丁目地内（北2丁目9番-21号地先）
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	マンホールポンプ場
吐 出 量	2.5 m ³ /min×2台

・西1路上ポンプ場

名 称	西1路上ポンプ場
位 置	埼玉県桶川市西1丁目地内（西1丁目11番17号地先）
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	マンホールポンプ場
吐 出 量	1.98 m ³ /min×2台

・朝日路上ポンプ場

名 称	朝日路上ポンプ場
位 置	埼玉県桶川市朝日2丁目地内（朝日2丁目18番地先）
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	マンホールポンプ場
吐 出 量	0.74 m ³ /min×2台

・若宮路上ポンプ場

名 称	若宮路上ポンプ場
位 置	埼玉県桶川市若宮1丁目地内（若宮1丁目7番地先）
排 除 方 式	分流式
ポンプ場種類	マンホールポンプ場
吐 出 量	0.9 m ³ /min×2台

※吐出量は、既存ポンプ能力を標記した。事業計画書に計画汚水量（ポンプ計算）の計算はないため、既存ポンプ能力とした。